

福井県知事選挙 福井県議会議員選挙

投票日 4月10日(日)
投票時間 午前7時～午後8時

(第12投票所 谷集会場は午後6時まで)

☎ 勝山市選挙管理委員会事務局 (☎88-1116)



みんなの一票大切に!

投票所入場券が 変わります

これまで、有権者1人1枚の入場券を世帯ごとに封筒にいれてお送りしていましたが、今回の選挙からは、世帯ごとに1枚のハガキに4人まで記載した入場券をお送りします。有権者が5人以上の世帯には、2通以上のハガキが届くこととなります。

①シール式ハガキをはがしてください。中に入場券が記載されています。

②入場券は切り離して投票所にお持ちください。

入場券は4月4日までに郵便でお届けします。

なお、入場券を忘れたり、なくしたりしても、本人確認のうえ投票できます。

選挙区

○県知事は、福井県全体をひとつの選挙区として1人選出されます。
○県議会議員は、勝山市をひとつの選挙区として1人選出されます。

勝山市で投票ができるかた

年齢要件 平成3年4月11日以前に生まれたかた(投票日当日において、満年齢20歳に達しているかた)
住所要件 平成22年12月31日以前に住民登録として、引き続き勝山市に居住していること

○平成23年1月1日以降に県内の他市町から勝山市に住所を移転された方は、市役所で発行する「同一県内居住証明書」をもって旧住所地で投票ができます。

期日前投票について

投票当日、仕事や旅行などで都合の悪いかたは、期日前投票制度をご利用できます。ただし、選挙期日に投票できない理由を選択する「宣誓書」への記載が必要です。

入場券をお持ちください。印鑑等は不要です。なお、入場券を忘れても、本人確認のうえ投票できますが、確認作業のためお時間をいただきます。

投票期間
○県知事選挙 3月25日(金)～4月9日(土)
○県議会議員選挙 4月2日(土)～4月9日(土)

投票時間 午前8時30分～午後8時
投票場所 市役所1階(中央公園側)
期日前投票所(農業政策課隣り)

※4月2日までは県議会議員選挙の期日前投票はできません。

投票日には サイレンを鳴らします

投票開始の午前7時と投票所閉鎖1時間前の午後7時にサイレン(公民館など)を鳴らします。

市民会館にて即日開票 参観者は200人まで

開票は4月10日(日)、午後9時から市民会館大ホールで行います。参観ご希望のかたは、当日午後8時30分から市民会館玄関前にて受け付けますので、お越しく下さい。

選挙に関するお問い合わせにお答えする 福井県「選挙よろず相談所」開設中

開設場所 福井県選挙管理委員会
☎0776-20-0357
受付時間 平日の午前8時30分～午後5時30分
(午後0時～午後1時を除く)

からだの不自由なかたへ

1 郵便などによる不在者投票ができます
身体に重度の障がいがあるかたは「郵便等による不在者投票」の制度があります。
身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証の交付を受けているかたで、障がいの程度が左表に該当するかたが申請できます。

障がいの部位 手帳など	両下肢・体幹・移動機能	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	免疫・肝臓
身体障害者手帳	1級・2級	1級・3級	1級から3級まで
戦傷病者手帳	特別項症から第2項症まで(両下肢・体幹)	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで(肝臓)
介護保険の被保険者証	介護保険法の被保険者証の要介護状態区分が要介護5		

郵便等投票証明書の交付申請

郵便などによる不在者投票を行うためには、「郵便投票証明書」(7年間有効。要介護5のかたを除く)の交付を受ける必要があります。勝山市選挙管理委員会では常時受け付けていますので、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証を添えて申請してください。

また、本人に代わって、あらかじめ届け出のあった代理記載人が投票用紙に書くことができる代理記載制度もあります。利用できるのは、郵便等投票証明書の交付を受けているかたで、身体障害者手帳に上肢もしくは視覚障害1級または戦傷病手帳に上肢もしくは視覚の障がい程度が特別項症から第2項症までの記載がされているかたです。

2 代理投票について

投票所で、からだの不自由なため、自分で候補者名などを書くことができないかたは、代理投票ができます。受付で「代理投票を」と伝えてください。補助者が本人の立ち会いのついで、代理投票します。

3 点字投票について

視覚に障がいのあるかたは、点字で投票することができますので、受け付けで「点字投票を」と伝えてください。点字器および点字の候補者などの名簿も投票所に備えてあります。

これまで「子どもセンター」で投票されていたかたは「市役所」が投票所となります。

投票区名	施設の名称	投票区の区域
第1投票区	勝山市役所	元町1丁目、本町1～4丁目、栄町1～5丁目、沢町1丁目
第2投票区	北保育園	沢町2丁目、芳野町1～2丁目、長山町1～2丁目、
第3投票区	成器西小学校	昭和町1～3丁目、旭町1丁目
第4投票区	成器南幼稚園	元町2丁目、元町3丁目、立川町1～2丁目、
第5投票区	奥越地域地場産業振興センター	片瀬、片瀬町1～2丁目、旭町2丁目、旭毛屋町、旭町3丁目
第6投票区	猪野瀬公民館	毛屋町、毛屋、猪野、高島、若猪野、猪野口、西高島、岡横江
第7投票区	平泉寺公民館	平泉寺、笹尾、赤尾、大渡、壁倉、神野、経塚
第8投票区	岩ヶ野公民館	岩ヶ野、大矢谷、小矢谷、上野、池ヶ原
第9投票区	福祉健康センター「すこやか」	郡町1～3丁目、滝波町1～5丁目、郡、滝波、五本寺、黒原、寺尾、浄土寺、上芳野、芳野原
第10投票区	栃神谷公民館	栃神谷、暮見、薬師神谷
第11投票区	北谷公民館	中尾、北六呂師、河合、木根橋、小原、杉山
第12投票区	谷集会場	谷
第13投票区	野向公民館	龍谷、竹林、聖丸、深谷、牛ヶ谷、北野津又、横倉
第14投票区	荒土児童ホール	松田、田名部、布市、清水島、北新在家、別所、細野口、北宮地、堀名、中清水、伊波、妙金島、新保、松ヶ崎
第15投票区	荒土小学校細野分校	境、戸倉、西ヶ原、新道
第16投票区	北郷公民館	西妙金島、松曾谷、新町、志比原、上森川、下森川、東野、岩屋
第17投票区	伊知地公民館	伊知地、坂東島、上野
第18投票区	鹿谷公民館	保田、西光寺、北西俣、矢戸口、本郷、西遅羽口、東遅羽口、杉俣、志田、発坂、出村
第19投票区	遅羽公民館	下荒井、嶮崎、大袋、新道、北山、蓬生、中島、千代田、比島